

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
岩国市	郷地区 (郷集落)	令和2年3月27日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	9.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3.7ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.8ha
(備考) ・地区内の約61%の農地が遊休農地となっている。 ・アンケート調査回答者及び集落協定参加者の耕作面積を計上している。(維持管理含む) ・アンケート回答者は4名で、うち70才以上の回答者2名(うち1名死亡)が、後継者なし若しくは農業引継不可と回答している。	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・70才以上で後継者なしの農業者の耕作面積が、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積を0.2ha上回っているものの、当該農地の全てを中心経営体が引き受けることは困難な状況である。</li> <li>・新規就農者の参入により、農地の引受け手として期待されるが、耕作条件のよい農地を重点化して守っていく必要がある。</li> </ul>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、話し合いのもと、中心経営体である新規就農者に農地集積、集約をしていく。</li> <li>・新規参入の受入れを促進するほか、地区外の後継者が農地管理を補完することで耕作放棄の防止を図る。</li> </ul>
--

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	3人		1.2 ha		3.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地の貸付等の意向】

地域の話し合いにおいて、高齢化等の理由により貸付け意向は多数で、当面貸付けする農地は、7筆11,629㎡となっている。

【農地中間管理機構の活用】

・郷地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指す。農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

【新規就農者の経営安定に向けた取組み】

・新規就農者に対する各種支援制度を活用するとともに、新規参入者が円滑に農業ができるよう地元が協力することで、経営の安定を図る。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
計	11,629		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。